

とやまの食販売等緊急支援事業 よくある質問

目次

【①事業概要・事業内容について】・・・P2～

Q1-1 対象経費を令和3年3月に購入し、設置・導入は令和3年4月1日以降に行った場合は対象になるか。

【②申請対象について】・・・P2～

Q2-1 申請は店舗毎ではなく、事業者毎で良いか。

Q2-2 県産のお酒をネットで販売することを検討中だが、対象になるか。

Q2-3 既に開設済のHPは対象になるか。

【③申請時期について】・・・P2～

Q3-1 申請は、対象事業が完了してからのほうがよいか。

【④提出書類について】・・・P2～

Q4-1 「見積書の写しその他の経費の積算の根拠となる資料」は、領収書・レシート・見積書それぞれでも可能か。

Q4-2 登記簿謄本が必要か。

【①事業内容について】

Q 4-1 対象経費を令和3年3月に購入し、設置・導入は令和3年4月1日以降に行った場合は対象になるか。

A 対象にならない。発注（事業着手）から支払い（事業完了）までが補助対象期間内（令和3年4月1日～令和4年1月17日）である事業が対象。

【②申請対象について】

Q 1-1 申請は店舗毎ではなく、事業者毎で良いか。

A 事業者毎にまとめての申請をお願いします。

Q 1-2 県産のお酒をネットで販売することを検討中だが、対象になるか。

A 原材料（酒米等）が富山県産であれば対象になる。但し、水のみが富山県産の場合は対象外。

Q 1-3 既に開設済のHPは対象になるか。

A 開設に係る費用は対象にはならない。但し、新たにネット販売のしくみを導入あるいは変更するなど事業趣旨に合うリニューアル・ページ追加を行う場合は対象となる。

【③申請時期について】

Q 2-1 申請は、対象事業が完了してからのほうがよいか。

A 申請時に完了している必要はない。①補助金の予算額（1億円）に達した場合、本事業は終了する。②補助金の交付申請の採択は1事業者につき1回限り。左記2点を考慮の上、申請をお願いします。

【④提出書類について】

Q 3-1 「見積書の写しその他の経費の積算の根拠となる資料」は、領収書・見積書・レシートそれぞれでも可能か。

A 申請前に既に購入している事業実施に必要となる消耗品等については、支出証拠としてのレシートは可とするが、レシート上で内容が明確に示されていない場合は、内容がわかる資料を必ず添付すること。また、申請後に購入するものについては、見積書等経費積算の根拠となる資料を添付すること。実績報告提出の際には領収書が必要になる。その他の必要な書類は、実施要領内の（別紙）補助対象経費や留意事項を参照ください。

Q 3-2 登記簿謄本が必要か（法人）

A 必要。申請書提出の際に、併せて願います。